

宮崎県医療版ワーケーション事業運営業務委託 企画提案競技実施要領

1 目的

本県における勤務を希望する（視野に入れる）県外医師に対し、移住等に先立ちお試し移住・お試し勤務の機会を提供し、へき地医療機関とのマッチングを図りながら本県の魅力発信も併せて行うとともに、医療従事者のスポット支援を必要とする医療機関の診療体制支援も行う。

2 委託の内容

宮崎県医療版ワーケーション事業運営業務委託仕様書による。

3 契約上限額

4, 6 6 2, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税を含む。）

4 委託期間

令和 8 年 11 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

5 参加資格要件

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者。
- (3) この公告の日から受託候補者を選定するまでの間に、宮崎県から入札参加資格停止の措置を受けていない者。
- (4) 県税に未納がない者。
- (5) 宮崎県暴力団排除条例（平成 23 年条例第 18 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、又は代表者及び役員が同条例第 4 号に規定する暴力団関係者でない者。
- (6) 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 321 条の 4 及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住しているものに限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者。
- (7) 本業務について、十分な業務遂行能力を有し、過去に本業務相当以上の受託実績を有する者。
- (8) 有料職業紹介事業の許可（職業安定法第 30 条に基づく厚生労働大臣の許可）を有する者。

6 企画提案競技実施の公示方法

県庁ホームページにより公示

7 スケジュール

- | | |
|----------------------|--------------------------|
| (1) 公告 | 令和 8 年 9 月 18 日（金） |
| (2) 質問等の締切 | 令和 8 年 9 月 30 日（水） |
| (3) 企画提案競技参加申込書の提出締切 | 令和 8 年 10 月 1 日（木）午後 5 時 |
| (4) 企画提案書の提出期限 | 令和 8 年 10 月 8 日（木）午後 5 時 |
| (5) プレゼンテーション | 令和 8 年 10 月 14 日（水） |
| (6) 審査結果の通知 | 令和 8 年 10 月下旬（予定） |

8 企画提案競技の方法

(1) 参加申込み

企画提案競技に参加する者は、企画提案競技参加申込書（様式1）を提出すること。

ア 提出先

下記11を参照

イ 提出期限

令和8年10月1日（木）午後5時

ウ 提出方法

電子メール又はファックス（提出確認のため、送信後は担当者へ連絡すること。）

(2) 質問等

企画提案競技及び業務委託仕様書についての質問は、企画提案競技質問書（様式2）を提出すること。

ア 提出先

下記11を参照

イ 提出期限

令和8年9月30日（水）正午

ウ 提出方法

電子メール又はファックス（提出確認のため、送信後は担当者へ連絡すること。）

エ 問合せの内容及び回答

軽微なものを除き、企画提案競技への参加申込書提出者全てに電子メールで通知する（質問者名は公表しない。）。

(3) 企画提案書の提出

ア 企画提案書の内容

本実施要領2「委託の内容」を参照の上、提案すること。

イ 提出書類

企画提案書（様式3）を1部提出するとともに、以下の書類についてそれぞれ用意し、(ア)から(キ)の順にまとめたものを併せて5部提出すること。

(ア) 企画提案書（任意様式）

- ・提出する企画案は、1案のみとする。
- ・書式はA4判（一部A3判を折り曲げて可）とし、ページ番号を挿入する。

(イ) 見積書（任意様式）

- ・業務委託の積算内容が分かるように記載すること。
- ・内訳は、税抜き表示を基本とする。
- ・見積書の宛名は「宮崎県知事 河野俊嗣」とすること。

(ウ) 誓約書（様式4）

(エ) 会社概要（任意様式）

(オ) 類似業務の実績書（任意様式）

(カ) 受託に係る組織体制図等（任意様式）

- ・組織系統図、業務に従事する職員配置等を記載したもの。

(キ) 業務スケジュール表（任意様式）

ウ 提出先

下記11を参照

エ 提出期限

令和8年10月8日（木）午後5時

オ 提出方法

持参又は郵送（必着）（郵送の場合は、書留郵便又はそれと同等の手段に限る）

カ 留意事項

提出書類に不備がある場合や提案すべき事項が記載されていない場合は、採択の対象としない。

(4) プレゼンテーション

日 時：令和8年10月14日（水）

場 所：宮崎県庁7号館735会議室

実施方法：参加者によるプレゼンテーション方式

留意事項：①プレゼンテーションは、1社当たり、説明20分、質疑10分、計30分を予定。

②各社の審査順は、企画提案書の提出順とし、発表時間は事前に通知する。

(5) 審査項目

以下の項目について評価を行う。

ア 企画提案内容

- ・事業の趣旨や目的等を十分に理解しているか。
- ・県外医師の人材コンサルティング及び県内医療機関とのマッチングの実現可能性はあるか。
- ・本県の魅力を発進し、本県への医師の確保・定着につながる内容となっているか。
- ・仕様書に記載された項目以外で有益な提案があるか。

イ 事業実施体制

- ・本業務を受託するに相応しい類似の業務実績があるか。
- ・事業を適正に実施するための人員体制が整っているか。
- ・業務実施のスケジュールが現実的で妥当なものか。

ウ 経済性

- ・（最低提案金額／提案金額）×配点（小数点第3位以下切り捨て）

(6) 選定方法

複数の審査委員において、提案内容を総合的に審査し、最も優れた企画を提案した1者を受託候補者として選定する。

(7) 審査の通知

選定結果については、採択・不採択にかかわらず書面で通知する。

(8) 当手続中に次のいずれかに該当することとなった場合は、当該参加者の参加資格を欠格とする。

ア 当該手続きの参加資格を満たさなくなったとき

イ 提案書を期限までに提出しないとき

ウ 提案書の内容が、公示した仕様又は条件に明らかに適合しないとき

エ 虚偽記載、その他不正な行為があったと認められるとき

オ 提案の内容が契約上限額を超えているとき

カ アからオに掲げるもののほか、当該手続に関する条件に違反したとき

(9) (8)に基づき欠格とする者があるときは、当該参加者に書面で通知するものとする。

9 契約の方法

- (1) 受託候補者と県は、採択された企画提案書の内容に基づき、その業務内容の詳細、業務遂行に必要な具体的な条件等の協議を行った上で、受託候補者から見積書を徴取し、契約上限額の範囲内であることを確認して随意契約を行う。
- (2) 受託候補者との協議が調わず、契約の見込みがないときは、次点の提案者と契約に向けた協議を行い、前項に準じて契約を行う。

10 契約保証金

宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第101条の規定による。

11 その他

- (1) この業務に関する制作物の著作権及び複製権は全て宮崎県に帰属するものとする。
- (2) 企画提案に係る経費は、全て提案者の負担とする。
- (3) 提出された資料は、返却しない。
- (4) この要領に定めのない事項については、宮崎県財務規則による。

12 書類提出及び問合せ先

住 所	〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号（宮崎県庁防災庁舎2階）
担 当	宮崎県福祉保健部 医療政策課 医療体制担当
電 話	0 9 8 5－4 4－2 7 9 6
ファックス	0 9 8 5－3 2－4 4 5 8
電子メール	iryoseisaku@pref.miyazaki.lg.jp